

令和3年9月30日

生徒並びに保護者の皆様

県立尼崎西高等学校  
校長 安曇 茂樹

緊急事態宣言解除後の学校運営について  
(令和3年10月1日～)

本県に8月20日に発出されていた緊急事態宣言が本日(9月30日)をもって解除されることとなりました。

新型コロナウイルス感染症の変異株は若者への感染力が強く、従前以上に様々な制限がある中、これまで学校運営を行ってまいりました。生徒並びに保護者の皆様には、この間、多大なるご協力をいただきました。改めて感謝申し上げます。

しかしながら、緊急事態宣言は解除されたものの、感染が収束したわけではありません。第6波も想定されるなど、引き続き、兵庫県の対処方針を基本に、感染防止対策を十分にを行い、下記のとおり本校の教育活動を進めてまいります。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。(下線部分が主な変更点となります。)

記

1 教育活動

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施し  
たうえで行います。

なお、校外から大人数を呼び込むような校内行事(オープンハイスクール、学校説明会等)を実施する際には、マスク着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を周知します。また、1回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行います。

- 県外での活動(修学旅行を含む)は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。  
また、修学旅行については、感染状況を踏まえて実施の時期・場所等を適切に判断します。(なお、県によるキャンセル料の支援が行われる予定です。)

- 感染防止対策(従前からの変更は基本的にありません。)

[登下校時]

- ・ 生徒の健康観察についてご協力をお願いします。なお、従前と同様に、同居のご家族に発熱等の症状がある場合(ワクチン接種後を含む)や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査を受けている場合も登校しないようにしてください。(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止とします)。

出席停止期間中には、ICTの活用を含めた学習支援に配慮します。

- ・ 登下校時には、マスク(感染防止の効果が高い不織布マスク着用を奨励。以下同じ)を着用しましょう。

ただし、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日及び本人が息苦しさを感ずる場合は、交通機関利用時を除き感染防止をしながら着用しなくとも可とします。なお、マスクをはずした場合は会話を行わないようにしましょう。

- ・ 毎日の検温や手洗いを徹底しましょう。

[教育活動時]

- ・ 感染リスクの高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底します。
- ・ 各教室での可能な限りの間隔を確保します。
- ・ マスクの着用を徹底します。必要に応じてフェイスシールドを活用します。
- ・ 教室、職員室、教科準備室、更衣室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施します。
- ・ 食事をする場所は、飛沫を飛ばさない席の配置や飛沫対策パーティションを設置しま

す。食事中は感染リスクが高まることから、マスクをはずしての会話は行わないようにしましょう。

- ・ 不要不急の外出は自粛しましょう。

#### [その他]

- ・ コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅しましょう。
- ・ 学習塾やスポーツ活動等の習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守するとともに、本人に加え、ご家族に発熱等の風邪症状がある場合や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査受診者がいる場合は参加しないでください。また、行き帰りには、マスクの着用をお願いします。

## 2 部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行います。
  - ・ 活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします（いきいき運動部活動（4訂版）等）。
  - ・ 学校関係者（教職員、部活動指導員、外部コーチ等）以外の方（保護者、OB等）の参加は、本県の緊急事態宣言解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）（2週間）までは見合わせます。
- 同一部活動における複数の感染（部員同士、顧問と部員等）が確認された場合については以下の対応を行います。
  - ・ 当該部活動については、当分の間部活動を休止します。
  - ・ 最低1日間全ての部活動（運動部、文化部とも）を休止し、再発防止にむけ感染対策を再確認し、体制を整えます。
- 県外での活動（※全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。以下同じ）及び合宿（県内を含む）は、緊急事態宣言等解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）（2週間）までは見合わせます。  
その後は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。  
なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します（学校は不可）。
- 本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の取扱い等を踏まえ、活動内容や活動エリアの制限等について適宜検討します。

## 3 心のケア

- SNS 悩み相談の相談時間は 17時～21時です。

## 4 その他

- 医療機関等において、新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱いについて（緊急事態宣言適用期間中から変更はありません。）
  - ・ 接種に要する期間（接種場所への移動等の時間を含む）については、欠席扱いとはしません。（「出席停止」扱いとなります。事前に学校に連絡してください。）
  - ・ ワクチン接種後に、副反応であるかに関わらず、発熱等の風邪の症状が見られる場合は、登校しないようにしてください。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の扱いとなります。手続き等詳細については、学校に連絡する際にご相談ください。）
  - ・ また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、個別に対応しますので、学校に連絡願います。
- 生徒本人に基礎疾患がある、あるいは同居のご家族に高齢者や基礎疾患がある方がいる、などの事情があり、感染が不安で欠席させたい場合は、個別に対応しますので、学校に連絡願います。